

令和2年度高等教育修学支援制度への対応

高等教育修学支援制度概要

- ✓ 令和2年4月から実施
- ✓ 令和2年4月に学部にて在籍する日本人等学生（特別永住者、永住者などを含む）が対象
- ✓ 給付奨学金と入学料・授業料減免による2つの支援
- ✓ 対象者や選考基準が本学の従来の授業料免除等制度と異なる

本学の対応方針等

- ✓ 学部の日本人等学生については、原則、新制度（高等教育修学支援制度）による授業料等免除による支援に移行
- ✓ ただし、新制度の支援対象外となる者や免除額が減額（1/3,2/3）となる者には、予算の範囲内で、本学の従来の制度による追加的支援を実施
- ✓ 大学院生、外国人留学生は、新制度の対象外であるため、本学の従来の制度による支援を実施

各学生への支援等

課程・学年	学生区分	支援制度	備考
学部	日本人等学生 （特別永住者、永住者を含む）	高等教育修学支援制度 本学授業料免除等制度	新制度では「支援対象要件を満たさず支援対象外となる者」「免除額が減額となる者」を本学の制度で支援
	外国人留学生	本学授業料免除等制度	「新制度対象外」のため本学の制度で支援
大学院	全学生（外国人留学生を含む）	本学授業料免除等制度	「新制度対象外」のため本学の制度で支援